

九州民憲党論(一九二五～一九二六) : 全国的無産政 党組織問題をめぐって

小西, 秀隆

<https://doi.org/10.15017/2230715>

出版情報 : 史淵. 120, pp.37-78, 1983-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

九州民憲党論（一九二五—一九二六）

—全国的無産政党组织問題をめぐって—

小 西 秀 隆

はじめに

本稿は、先に発表した拙稿「地方無産政党的結成過程—九州民憲党の場合—」（『日本歴史』第三九七号以下、拙稿(一)と略記V）、及び「無産政党成立期における地方の動向—福岡県地方の分析—」（『史淵』第一一九輯以下、拙稿(二)と略記V）のあとを承けて、全国的無産政党成立期における一地方政党—九州民憲党（以下、民憲党と略記）の動向を追わんとするものである。民憲党は、その創立時における指導的メンバーの多くが北九州地方を中心に長年にわたって地域大衆の運動を組織してきた活動家であった点に特徴があった。拙稿(一)ではこれらの活動家がどのような経過を辿って自ら一地方政党を組織するまでに至ったのかという、民憲党の結成過程をとりあげたが、本稿では、拙稿(二)に述べた全国的無産政党成立期における福岡県無産運動全体の動向を前提に、その後の運動の展開をとりあげ、組織と活動の実態に検討を加えようとするものである。

ところで、この時期の民憲党の最大の特徴は、四つの地方政党のうち唯一つ全国的単一政党への合同をはかり、それが結局失敗におわると、地方政党のまま昭和期まで運動を継続していったところにある。しかも、その全国政党が

左右両派の対立をくり返し最終的に分裂していく中で、自立的な大衆運動を展開し、また組織活動の面でも多くの無産大衆を組織化し得た点に、他の地方政党には見られぬ特徴があった。

そこで本稿では、この時期における民憲党の性格を明らかにするために、同党の活動実態と組織構成、そして他の地方政党には見られない政策の特異な内容を具体的に検討し、それを全国的無産政党組織問題の展開過程の中に位置付けておこう。このようにして、民憲党が何故に全国政党に合同しえなかったのか、あるいは昭和期まで唯一の地方政党として運動を継続しえたのかという、この時期の無産政党組織問題と関る基本的な問題点を提示しておきたい。

一 民憲党組織過程における問題

総同盟九州連合会（以下、九州連合会と略す）、官業労働同志会（同じく同志会）、帝国民声会（同じく民声会）の三団体を中心とする無産政党組織準備は、来たる八幡市会議員選挙（大正一四年五月一日施行）における「選挙権の行使」を起点としてはじめられ（前掲拙稿（一）参照）、一三年一〇月一八日に開かれた「労働党設立準備打合せ」（八幡市）現在北九州市八幡区、以下市町村名は当時にしたがう）、米村長太郎（食堂経営）を嚆矢として運動は具体化した。このとき、九州連合会より浅原健三（会長）、本田真夫（主事）、同志会より中田末三郎（主事）、芹田善吉（理事）、亀岡長太郎（政治研究部長、民声会員でもある）、民声会より前記米村、堂本為広（石鹼商）、吉村真澄（代筆業）等が出席して今後の運動方針を協議し、会名を「無産労働党設立準備会」（以下、準備会と略す）とする、本部は八幡市に置く、無産政党設立の趣意宣伝活動を行う、ことなどを決定した。この方針に基いて一〇月二七日に開催された八幡市で初めての無産政党組織のための演説会（中央区中央館）は、「聴衆二千の狂奔的盛況」³でもって市民に迎えられ、また八幡市に引き続き行われた戸畑市、小倉市、門司市、直方町、飯塚町など北九州各地の宣伝演説会においても「何処の会場でも予想外の反響」⁴を呼びおこした。こうした宣伝活動の成功は準備会のメンバーに、無産

政党組織の自信を与えると共に、八幡市議選に無産政党より候補者を出すことを決意させたのである。⁽⁵⁾

このような準備会は、浅原健三がリーダーとなって計画がすすめられるが、この時期、浅原は必ずしも運動の表面に出ていない。その理由は結論的に言えば、浅原と同志会との対立関係にあったと思われる。すなわち、浅原らは先述の如く八幡市議選に無産政党候補を立てることを無産政党組織の目的としていた以上、約四千名の八幡製鉄所従業員を会員とする同志会の支援、延いては製鉄所従業員約一万七千名の大量支持をねらったことは想像に難くないが、しかしこうした浅原の期待とは裏腹に、同志会の浅原一派（この時期では九州連合会）に対する反感は大正九年の八幡製鉄所争議以来根づよく、とくに同志会幹部連の反浅原感情はこの当ても相当つよかったのである。こうした中であって浅原と同志会を結びつけていったのは、同志会促進派である。このグループについては既に前掲拙稿⁽⁴⁾で述べたおいたが、繰り返せば、促進派は大正一二、三年中に形成され、その当時従来の幹部連と指導理念を異にして九州連合会との共同戦線の形成と無産政党組織の急務を高唱して次第に発言権を強めていったグループである。具体的人物としては前記中田末三郎、亀岡長太郎、芹田善吉などである。彼ら促進派は、この時期においても「同志会の会合の時は事毎に機を捉へて同志会が全面的に浅原を支持すべきである事を宣伝⁽⁶⁾」していたのである。これに対し、同志会側は「選挙権の行使は国民として権利であり、この権利行使の爲めの無産政党組織には反対する理由はない⁽⁷⁾」として、準備会に加わっていったという。こうして一四年一月二一日、麻生久（総同盟政治部長）を招請して開かれた無産政党組織準備第一回総会（米村方）には浅原ら九州連合会、民声会、促進派の他に、同志会からは中川喜一郎（理事長）、浜橋文作（常務員）、市場重光（常務理事）、土谷新策（同上）、樋口盛基（理事）等、これまで反浅原の急先鋒にあつた幹部連も多く出席し、これにより「一般からは浅原健三と同志会が提携の第一歩であると思はれるに至つた⁽⁸⁾」のである。

以上のように、浅原は彼に警戒的であつた同志会に促進派を通して接近し、提携していったのである。またその一

方で、浅原は一四年三月一五—一七日に開催された総同盟の年次大会に出席し「九州連合会の名を以て、地方政党組織促進論を高唱して容れられ」、九州地方における無産政党組織の承認を本部から得ている。更に、浅原は日本農民組合福岡県連合会、同三養基郡連合会（本部佐賀県鳥栖町）、総同盟西九州連合会（本部長崎市）、九州水平社、八幡製鉄所共同研究会にも準備会への参加を呼びかけている。

ところで、ここで問題としておくべきは、この当時浅原ら準備会が如何なる形の無産政党組織を構想していたかということである。この点に関し、まず浅原については彼の自伝以外に材料はなく、その自伝においても、「私の地方政党組織は便宜的、間に合はせのものでは断じてなかった。全国政党への必然の過程として選ばれた必趨の途であった」、「民憲党は断じて独立せる無産政党として組織されたものではない。全国的政党を実現せしめんが為めの促進ラッパとして生れ出でたものである。」と、全国政党にいずれ結合していく地方政党⇨民憲党の姿勢をのみ強調するだけで（実際にこの自伝の書かれた段階では、民憲党は全国政党⇨日本大衆党に合流していたことに、我々は注意を要するだろう）、この時期の無産政党組織問題について何ら言及するところはないのである。そこで、以下には、必ずしも材料が充分ではないが、この問題に関する浅原以外のものの発言をとりあげ、検討しておこう。

まず、準備会が「一三年一〇月に配布した無産政党設立趣意の宣伝ビラ」は、立憲政治下における既成政党の「情弊」を「吾々は何によって打破すべきか」を論じて、次のように述べている。

(A) それは新社会を組織すべく歴史的使命を持つ階級の政治的組織、即ち労働組合、農民組合等の経済的行動を全然超越した無産階級及之と同一思想を有する人迄を包含した所の大政党樹立に俟たなければならぬのであります。

また、促進派に属するものによって書かれたと思われる「無産政党組織の急務」と題する同志会機関誌『労働乃九州』一三年一二月号の巻頭言は、次のように言う。

(B) 我々無産階級者は政治的智識、政治的訓練に缺けて居る事は事実である。普選が実施された時に、此の弱点に附

入り急進的ブルジョア、政治ゴロ、政治ブローカ共が誘惑煽動して我々の戦線を攪乱せんと事も明かである。既成政党も種々な情実や縁故を辿り、我々を誘惑せんとするであろう。我々は如何なる場合に於ても之等の者に乗じられないだけの覚悟が必要である。既に普選が実施されんとする時に当り最も急務とするものは無産者の政治教育と無産大衆の政治的大結合即ち無産者政党の組織である。(中略)殊に政治教育の普及に至つては、今の無組織の儘で行う事は困難であつて、無産大衆を一ツの輪廊の中に入れた後に施す事が得策である。そこで我々は無産政党の組織を何物よりも急務とするものである。無産政党の組織に當つては内容の分子を如何なる程度に定むるか、之れには労働組合を単位とするものと個人を単位とするものとの二様であるが、何れも一長一短である。現在の我国殊に九州に於ては後者を選ぶ事が最も適當である。個人を単位として、あらゆる無産者と名の附く者、之れと同一思想を有する者を網羅し最も広く大きく結合する事を必要とするのである。

また、同志会促進派の芹田善吉は次のように述べている。

(C) 現在我が国に於ける無産階級解放運動に、無産階級の政治行動の必要なる事はインテリゲンチャー及び解放運動の前衛分子の間には十分に討議され研究されて「最早無産階級の政治行動は議論の時で無くて実行の期なり」等と既に十分に認められてゐるやうであるが、それが一般無産大衆はもとより、稍々もすれば一般労働組合大衆の間にさえも充分に意識されて居るや否やは実に疑問である。故に私は無産政党の構成分子云々、組織云々、組合云々關係云々等の問題よりも、先づ先決問題として、無産階級の政治行動の必要なる事を無産大衆に徹底的に徹底させねばならねばならぬと思ふ。

以上を要して窺えるのは、準備会の無産政党構想の根底には、従来の経済行動を行うための労働組合という考えとはまったく別個の発想で、政治行動を行うための無産大衆の政治的結合として無産政党を組織しようという考え方があったということである。具体的にこれを史料(B)に即して言えば、無産大衆の政治的知識、政治的訓練が欠けている

ならば普通選挙が実施されても既成政党等により普通選が無意味化されてしまうという危機感を前提に、無産大衆への政治的教育は早急になされなければならないのであり、そのためにはこれまでの労働組合よりも無産政党の組織でこの方方がよいとする見解である。芹田の主張（史料C）は、こうした見解をより敷衍したものと見えよう。つまり芹田は、無産階級の政治行動の必要性が一般無産大衆はもとより「一般労働組合大衆の間」にさえも意識されているか「実に疑問」とする立場から、政治行動の必要なことを何よりも徹底させるための無産政党組織の必要性を高唱している。以上には、若干のニュアンスの差異はあるが、少くとも労働組合による政治行動の役割、任務といった組合の主導性はまったく問題とされていないことが分る。それはおそらく、準備会の有力な構成員である市民的政治団体「民声会がこれまで行ってきた政治運動を、無産政党運動のあるべき姿として他のメンバーにも高く評価されていたためと思われる。その意味で、準備会の中心勢力は九州連合会、同志会といった労働組合であったにも関わらず、無産政党の構成分子は、「労働組合、農民組合等の経済的行動を全然超越した無産階級及之と同一思想を有する人」（史料A）、「労働組合よりも個人を単位とする」（史料B）、とされるのである。

従って、以上のような主張からすれば、当時の中央の労働運動指導者内で殆んど異論なく大勢を占めた、労働組合が政党運動になうという考え方は、準備会に即して言えば極めて稀薄であったと言えよう。そしてこのことは、民憲党組織のありようを考える上で重要である。すなわち、民憲党組織準備の段階で政治運動における労働組合の指導性があまり問題とされなかったことは、一面では、経済運動を第一義とする同志会幹部の準備会への接近、民憲党への入党を容易にしたが、他面では、同党結成後にこの問題が、後述するような同志会幹部の脱党という形で噴出し、党組織が動揺する大きな要因となったのである。

ともあれ、準備会は八幡市議選を目前に控えて結党を急ぎ、一四年四月六日、九州「各地より代議員約三百名出席」の下に「九州民憲党」の結党式（八幡市中央区記念館）を挙行する。このとき選出された役員及び組織構成等に

ついでには後述するとして、以下には、採択された「綱領」を記しておく。

- 一、我等は無産階級の立場より政治、経済、社会における一切の弊制害悪を改善せん事を期す。
- 一、我等は民衆の基本権たる労働権、団結権、生存権の完全なる獲得を期す。
- 一、我等は議会行動に依つて土地並に生産、分配、諸機関の改善を期す。
- 一、我等は国際連盟を改造し、世界平和を維持し以て全人類の共存共栄を期す。
- 一、我等は全日本の無産者政党と提携し、既成政党の撃破を期す。

二 民憲党の活動

(1) 八幡市会議員選挙

大正一四年の福岡県無産運動は、この年上半期に行われた町村会議員選挙に大きな力をそそいでいる。例えば、日農福岡県連は事実上普選に近いこの選挙に積極的にとりくみ、最終的に「式百名に近い」日農組合員の当選者を出している（前掲拙稿（二）参照）。民憲党の八幡市議選へのとりくみは、このような福岡県無産運動全体の「政治熱」の高まりのなかで行われたのである。

まず最初に指摘しておくべきは、八幡市議選をめざす民憲党の動きに対する八幡市の対応である。八幡市会（政友会二一名、憲政会九名、中立六名）は二月下旬解散するに当り、大正一四年度予算編成に関して従来賦課していた県税戸数割附加税を廃し、代つて家屋税附加税を徴収することを可決している。これは、次のことを意味する。つまり、戸数割は世帯持の労働者すべてに賦課され、従つて選挙権も当然有していたが、家屋税附加税に改められれば、家屋所有者以外の多数の労働者は市税を負担せぬ代りに選挙権を喪失することになり、実際に一万八千余名の有権者中、六千八百余名が選挙権を剝奪されたのである。八幡市会―既成政党は、こうした選挙法の改正によつて市会への

無産派進出を阻止せんとしたのである。

民憲党は、このような市会と果敢にたたかっている。三月八日には小岩井淨（同志会顧問、弁護士）の応援のもとに「八幡市民大会」（八幡劇場）を開催、「我等同志は猛然として奮起し、奪われたる市民権を奪還」するとの大会宣言を発表して八幡市のとった措置を批判攻撃すると共に、選挙権復活のための具体策を講じている。つまり、改正選挙法の不備について、従来の権利を復活するには一厘でも一銭でも納税すればよいことから、市税を賦課される物件の共同購入、具体的には「車力一台を共同購入して登録し車力税を納入する」といった車力購入運動を「檄」文により大々に宣伝している。こうした準備会の宣伝活動は、例えば「市議選挙権復活の奇観」と題して『門司新報』が、選挙権を喪失した「連中は自己の懐中から金を出して、地所又は家屋を買入れ、又は譲り渡して権利を復活させ、中には一台の自転車をも市中各区のものが百五十名も寄り集って所有するが如き屈出をなすの奇観を呈し」（四月八日）たと報ずるように、市内各区の市民に選挙権獲得のための実利的方法を導き出し、この結果、「権利を復活し得たものが四千以上に達」（同前）する好成績を収めたのである。

もっとも立候補者の選定はおくれ、民憲党結成後の四月一九日開催の第一回中央委員会で初めて決定している。候補者は第1表の通りである。この表から分るように、九州連合会からは候補者が出されていない。その理由は、一つには同志会、民声会は九州連合会よりも早くから八幡市を中心に政治運動を行っていたという、政治活動方面での実績が考慮されたことと、もう一つは、同志会の会員数約四千名、また八幡製鉄所従業員約二万の支持を得るには九州連合会より製鉄所と関係の深い同志会、民声会の方がよいと考えられたためと思われる。ともあれ民憲党は、同志会、旧民声会出身の四名を党公認候補として選出し、一級はまだ制限選挙であったために、普通選挙である二級の選挙戦にのぞんだのである。

民憲党の選挙運動方法は、先述の選挙権復活運動にも見られたように、言論戦を主力としたものであった。すなわ

第1表 民憲党候補者一覧

氏名	職業	備考
長尾 克己	製鉄所組長	明8年生、同志会理事 昭2・8民憲党除名
亀岡 長太郎	大工職、元製鉄 所研究所々員	明20年生、同志会員、旧民声会 員、昭2・8民憲党除名
重住 権祐	製鉄所職工	明26年生、同志会員 昭2・8民憲党脱党
堂本 為広	石鹼商	明24年生、旧民声会員 昭2・ 9民憲党より県会議員に当選

の如くであった（順に、開催月日、会場、聴衆数を表す）⁽²¹⁾。

四月二三日 ニコニコ座 一五〇〇名
 四月二六日 両国座 一五〇〇名
 四月二八日 有楽座 一八〇〇名

また、演説会と並んで文書宣伝活動も活発に行われ、たとえば民憲党候補の「推薦文」⁽²²⁾は次のように訴えている。
 八幡市は文字通りの労働者街だ。労働者のおかげで栄へてゐる街だ。五十万円の市税の大部分を負担する者は我々労働者だ。然し八幡市の経費一百万円は労働者の利益、労働者と其の家族の幸福のために果していくら支出されてゐるんだ。狭くて悪い道路を見よ。下水は溢れほうだいだ。塵埃は飛びほうだいだではないか、毒瓦斯のタンサンガスが百分の二十五も含んでゐる程、空気の濁った八幡市には、一本の街路樹もなければ、樹木の茂た公園一つ

註 ○氏名・職業は民憲党調査部『民憲党運動報告』（昭和2年）による。
 ○備考は甲斐募編『八幡製鉄所労働運動誌』及び工親会編『北九州無産運動者名鑑』（昭和9年）による。

ち、応援弁士として西尾末広、麻生久、加藤勤十、藤岡文六など総同盟系の中央労働運動指導者をもかえて政見発表演説会を積極的に展開している⁽²⁰⁾。こうした演説会は「民家ニテ各候補者別二数回開催」されたが、四候補合同演説会の開催状況は次

ないではないか、我々市民にとって一番大切な浄水道の設備さへまだしてないとは、何たる不親切なことだ。労働者街であり乍ら公営の宿泊所も簡易食堂も浴場も廉売市場もない。労働者が暮しくいのも当然だ。（中略）九州第一の大口を有する八幡市の近代的都市としての値打はまるで『ゼロ』だ。社会的施設に全然なっていない日本一の労働者街、九州一の大口を有する都市が、今日の様な『ミジメ』な有様であるのは、旧市会議員の代表者がなかったからだ。市の理事者に労働都市の経営者として誠意がないからだ。既成政党にたよったり、ブルジョアの『オモチャ』にされてゐたら我々は何日になっても浮ぶ瀬はない。市政を彼等に委してゐては何時になっても『我々の街労働都市』は出来っこはない。諸君、結束して此の街を真の『労働者の街』にしようじゃないか。（後略）

引用が長くなったが、以上に民憲党の八幡市議選に対するあり方が明らかである。民憲党は、応援弁士の一人加藤勤十が八幡からの現地レポートの中で言うように、既成政党側が「旧態依然たる戸別訪問による降頭戦—情実戦—懐柔戦—を行」²³ったのと対照的に、演説会を中心とする言論戦を重視することによって多数の労働者の演説会への動員に成功したのである。また民憲党は、前記「推薦文」からわかる通り、「浄水道の設備」など地域住民に密着した「社会的施設」の実現を民憲党の選挙スローガンとして積極的にとり上げ、民憲党と一般労働者の利害を同一化させて無産者としての政治的立場を強調すると共に、他方で、今までの「社会的施設」の貧困さを既成政党が牛耳る八幡「市政」にリンクさせて既成政党への批判を展開している。このような、既成政党側にはない労働者の現実的要求を盛りこんだ民憲党の政策内容は、「労働者の街」八幡にあっては斬新な地方自治の改革要求として八幡市民に支持されていったと思われるのである。しかも民憲党の場合、その構成分子がこれまで福岡県無産運動を中心的に担ってきたものだけに、そうした政策内容を既成政党に対する一種の戦闘性として表現することが可能であったことも見逃せないであろう。

八幡市議選の選挙結果は、第2、第3表の通りである。この表に見られるように、民憲党候補四名は二級議員一八

第2表 大正一四年八幡市会議員
二級選挙成績

計	中立	民憲党	政友会	憲政会	政派名	当選者	当選者	立候補者数	当選者数	当選率 (%)	一級議員 当選者数	議員計
						総得票数	平均得票					
八、三八四	二八〇	二、四二一	二、二八八	三、三九五		四八五	一〇	七	七〇		七	一四
一	二八〇	六〇五	三八一	四八五		四	七	一〇	七〇		七	一四
二五	四	四	七	一〇		一	四	七	七〇		四	一四
一八	一	四	六	七		一	四	七	七〇		四	一四
一	二五	一〇〇	八六	七〇		一	四	七	七〇		四	一四
一八	三	〇	八	七		一	四	七	七〇		四	一四
三六	四	四	一四	一四		一	四	七	七〇		四	一四

註 ○前掲『民憲党運動報告』『福岡日日新聞』『門司新報』等より作成。

名中、第二、第三、第五、第七の好成績で全員当選し、また当選者の平均得票でも第一位を占め、総得票数でも政友会を凌駕し憲政会に肉迫している。こうした民憲党の躍進とは逆に、元八幡市会副議長芳賀善右衛門（政友会）の落選をはじめ政友、憲政両派の「元老株」が落選または下位当選している。更に一級の開票の結果、第2表の如く八幡市会における新議席数は政友、憲政両会ともに一四名と同数になり、このため民憲党議員四名は八幡市会においてキヤスチングレポートを握るに至っている。以上に見られる選挙結果は、民憲党結成以前から同党活動家の培ってきた政治的潜在勢力が民憲党支持票としてこの選挙にあらわれたことを示すと共に、たとえば九州地方における一大有力紙であり政友会系の『福岡日日新聞』が、八幡市議選の「結果は即ち時代思潮の反映を如実に物語るものなるは勿論、今後に於ける八幡市政のみならず一般選挙界に大なる暗示を与へるもの」（五月四日）と論評を加へた如く、地

第3表 当選者氏名及び得票数
（但し二級のみ）

氏名	得票数	所属政派名
上田吉次	760	憲政会
重住権祐	709	民憲党
堂本為広	642	民憲党
入江賢助	630	憲政会
亀岡長太郎	602	民憲党
井本考	540	憲政会
長尾克己	468	民憲党
大塚与三郎	456	政友会
芳賀善之助	455	政友会
菊池孝房	431	憲政会
白石弥壮	422	政友会
入江八郎	420	憲政会
波多野幸次郎	388	政友会
小苗治之助	322	憲政会
綾部弥太郎	298	政友会
安部久太郎	292	憲政会
井上円蔵	280	中立
満岡貞一	269	政友会

註 ○前掲『民憲党運動報告』による。

を期待できるものであった。また実際に、民憲党はそうした政治闘争を昭和期まで継続して展開していくのである。

(2) 大衆運動

大正一四、五年中における民憲党の大衆運動は、次の三つに大別することができる。一、演説会を中心とする宣伝活動、二、前節に述べた四名の民憲党八幡市会議員を中心とした地方自治体における政治闘争、三、全国的無産政党への合同運動、の三点である。このうち三点目についてはここでとり扱うに問題が大きいため次章で述べるとして、ここでは、一、二に即して検討を加へておきたい。なお便宜的な点から付言すれば、民憲党の場合、この時期の同党の運動に関する詳細な運動報告書（前掲『民憲党運動報告』）があり、これによって具体的かつ全体的に運動内容を把握し得る利点がある。以下では、この報告書を主たる材料として見ておこう。

方自治体における今後の地方政治のあり方に問題を提起するものであったと言えよう。

このように、民憲党がこの時期に四名の市会議員を勝ち得た意義は大きく、それは彼ら地方議員を中心とする民憲党の地方政治の改革を通じて無産大衆の政治意識の成長

第4表 民憲党主催演説会並に市民大会一覽

月 日	演 説 会 名	場 所	聴 衆 数
(大正十四年)			
5. 3	市議当選感謝演説会	八幡市記念館、八幡市	2,000
8. 1	民憲党小倉支部政談演説会	宗玄寺、小倉市	
8. 1	民憲党黒崎支部政談演説会	天地館、黒崎市	
8. 2	宣伝演説会	大博劇場、福岡市	800
8. 5	同 上	? 直方市	
8. 6	同 上	? 門司市	
8. 7	同 上	ニコニコ座、八幡市	600
8. 11	同 上	某氏宅、嘉穂郡天道村	500
8. 15	同 上	? 宗像郡津屋崎町	200 余
8. 16	民憲党行橋支部記念演説会	都座、京都郡行橋町	600
8. 18	宣伝演説会	? 遠賀郡芦屋町	200 余
8. 28	同 上	八千代座、鞍手郡木屋瀬町	
9. 2	無産政党問題演説会	? 津屋崎町	300 余
10. 16	弁論部公開演説会	ニコニコ座	600
10. 24	宣伝演説会	ニコニコ座	
10. 26	黒崎町政革新演説会	天地館	600
10. 26	宣伝演説会	聚楽館、戸畑市	
10. 28	全国無産政党宣伝演説会	中央劇場、八幡市	1,000 余
11. 1	宣伝演説会	敷島座、田川郡金田町	1,000
12. 4	農労党禁止批判演説会	八幡市記念館	1,000
12. 14	無産政党問題批判演説会	中央区記念館、八幡市	
(大正十五年)			
2. 11	悪法反対演説会	八幡座、八幡市	
2. 28	市長新開滯観反対市民大会及び演説会	有楽座、八幡市	1,000

3. 1	新市長反対市民大会及び演説会	ニコニコ座	1,000
3. 2	同上	両国座、八幡市	1,000
3. 12	民憲党大里支部記念演説会	小森宅、門司市	500
3. 16	宣伝演説会	勝山劇場、小倉市	500
3. 26	時局批判宣伝演説会	九州座、八幡市	700
3. 31	同上	九州座	800
4. 10	宣伝演説会	某氏宅、京都郡苜田村	400
4. 16	同上	某氏宅、遠賀郡折尾町	600
4. 20	同上	聚楽館	700
5. 1	メーデー演説会	八幡座	1,000
7. 18	既成政党批判演説会	旭座、八幡市	3,000
8. 26	水道施設問題市民大会及び演説会	ニコニコ座	1,000
9. 17	水道施設問題報告演説会	ニコニコ座	800

註 ○前掲『民憲党運動報告』、『福岡日日新聞』、『門司新報』、民憲党機関誌紙『民憲』・『民憲新聞』等より作成。

○聴衆数覧の空白部分は不明を表す。

○演説会の題名が明白でないものは、宣伝演説会とした。

民憲党の日常闘争に特徴的なこととして、演説会を中心とした政治思想の宣伝活動がある。民憲党は一四年八月一五日に弁論部を開設して浅原健三らの指導のもとに「青年弁士の養成」につとめると、この弁論部は各演説会に弁舌に巧みな人材を豊富に提供する機関となり、これ以後、演説会活動が活発化する大きな要因となつていく。第4表は民憲党が主催した演説会の開催日及び地名、聴衆数などを、明らかにし得る範囲で掲げたものである。この表より、民憲党は八幡市を中心に北九州地方一帯にわたって精力的に演説会活動をおこなひ、また多数の聴衆を動員していることがわかる。会場も中小規模の公共施設、村役場、個人の小宅、映画館を使用し、演説会のもち方はきめの細いものであった。また民憲党は、全国的無産政党問題演説会、新市長反対演説会などのように各時期におけ

る主要な政治的課題と結びついた演説会を開催しており、演説会活動を、単に自党を宣伝する手段としてだけでなく、一般市民への政治思想の啓蒙運動としても重視していたことがわかる。もっとも、こうした演説会には必ず入場料（通常三十銭、多い時には五十銭）が徴収され、この収入が党運営の重要な資金となっていたこと、あるいは民憲党はこの時期、有力な組織団体を背景にもたなかったために党勢拡張に絶えず努力を払わねばならなかったことも、同党が演説会を積極的に行つた理由の一つとして見落せないだろう。

ところで、民憲党は以上に見てきた宣伝活動と相俟って、次に検討する政治活動の面においても積極的であった。同党は前記八幡市議選において社会的施設の実現を選挙スローガンに掲げ同党候補を全員当選に導いたが、選挙後はこうした公約を果すべく四名の市会議員を前衛部隊としての政治闘争に全面的にとりこんでいる。以下には、この時期に民憲党が行つた政治闘争について、略記して示しておこう。

(1) 九軌対策委員会設置に関する建議案提出

民憲党中央委員会は一四年一〇月、「公共事業なる美名の下に、電車に電燈に其の独専事業を奇貨として民衆の利益を躑躅して毫も顧る事なき」九州電気軌道株式会社（以下、九軌と略す）に対する調査、研究に乗りだし、九軌問題対策委員を選出すると共に、「八幡市会に九軌問題対策委員会を設置せしめ八幡市として九軌に交渉せしめる」とを決定した。そして一月二八日開催の八幡市会に、建議案としてこれを提出した。この日の八幡市会は「空前の傍聴者を以て満たされ」、堂本為広をはじめ亀岡長太郎、長尾克己、重住権祐ら民憲党議員の建議案賛成演説がなされたが、採決では上記四名と中立の議員三名が賛成したのみでこの建議案は否決された。こうした民憲党の動きに対して政友、憲政両派は合同して、翌日の継続市会に前記民憲党提出建議案と同一内容の「八幡市瓦斯電気事業調査委員会設置の建議案」を提出、可決して同委員会からの民憲党議員のしめ出しをほかり、このため民憲党の建議案は骨抜きにされる結果となった。⁽²⁷⁾ なお九軌問題は、昭和期においても民憲党の主要な政治課題の一つとなっている。

(2) 八幡新市長反対運動

八幡市会は、市長永井環の一年一月任期満了に伴い後任市長詮衡委員（政友会四名、憲政会三名）を設けて市長詮衡を急ぎ、二月下旬に新開滯鰓（元石川県内務部長）を新市長に内定し、三月二日の市会においてこれを承認した。この新市長詮衡に対して民憲党は反対運動を起している。すなわち民憲党は「全市民をリードして之を組織的に対たらしむる」ために市民大会並びに演説会（第4表参照）を開催して新市長反対の気運を盛り上げ、新市長詮衡における政友、憲政両派の態度を批判している。民憲党の批判の要点は、市民大会で可決された「決議」によると、新開市長は「官僚ノ徒狗ニシテ且自治制ニ何等ノ経験ナク断ジテ適任者タル能ハサル」ことと、こうした新市長を「推薦シタル市長詮衡委員ノ醜陋極リナキ策動」にあった。また、「八幡市民大会」の名をもって新開に市長辞退を要求する「勧告文」を郵送している。新市長には前述の如く政憲両派の結果により新開が就任したが、民憲党はこれ以後も同市長への対決姿勢をつよめている。⁽²⁸⁾

(3) 青年訓練所予算の反対

一五年六月二五日開会の八幡市会に、七月一日より全国一斉に設置される青年訓練所に対する予算案が政憲両派により上提されたが、民憲党執行委員会はこの問題について対策を協議し、訓練所設立には基本的に反対だが「市民の大部分は猶之が設置を希望しつゝある」ため、市会においては予算の修正を要求することと、訓練所の内容を曝露することを決定した。この方針に基づく市会での民憲党議員の演説内容は、次の如くであった。予算削減のために「訓練所五ヶ所を二ヶ所に縮少せよ（堂本）」、「労働者は終日労働して疲れきりて居るのに訓練所に至りて軍国主義の教育を受けるのを好まず（長尾）」、「市長は勅令〳〵と云ふが勅令なれば凡て行はなければならないのなれば、幾多の勅令で未だ実行されて居らない者が多くある。殊に本市の如きは多くの社会政策的事業が未だ一つとして完成せられて居らない故に、斯の如き多額の予算は之が削減して労働都市として緊急なる社会施設へ費せ（亀岡）」。

張の下に、政憲兩派の原案に対し民憲党は予算削減の修正案を提出してたたかったが、採決の結果、原案が可決された。

(4) 市長慰勞金の反対

永井前八幡市長の慰勞金問題が政友、憲政兩派により八幡市会に一五年八月二三日上程されたが、民憲党中央委員は「無産階級の立場から慰勞金は之を贈らず感謝状を送呈する事」に決定、上程当日に民憲党議員は「感謝状説を主張」したが、「衆寡敵せず」で斤けられた。

(5) 水道敷設予算の反対

八月二三日開催の八幡市会に新開八幡市長より水道敷設予算が計上されると、民憲党はこれに鋭く反発している。すなわち、民憲党議員は予算額が「杜撰極まるもの」として市長を攻撃すると共に、「市民の与論を喚起する為」に市民大会を開催（第4表参照）、市長を糾弾した「決議」を採択している。この「決議」文によると、民憲党の批判は、八幡「製鉄所との間に数個の屈辱的条件を容れて水源を遠く遠賀川の泥水に求め」、また「総額二百八十二万四千四百六十四円の杜撰極まる予算を計上し」た新開市長の「独断専行」は、「八幡市百年の懸案たる上水道敷設の問題に一大蹉跌を生ぜしめ」たばかりでなく、「清冽溪谷の滴水にかうるに、筑豊四郡の炭田を抵回して、コールドルと粉炭と糞尿との毒素を充したる汚水を以てし、斯の如くして市民の福利を賊害」するものという点にあった。この後、民憲党は九月七日より拡大執行委員会を召集して対策を協議し、製鉄所当局に市長が提示した「条件の撤回」を迫ること、八幡市上水道委員に選ばれている民憲党議員二名を「運動の為上京」させることを決定している。しかし、こうした民憲党の運動も「製鉄所との交渉に於て失はれたる若干の利権を獲得したのみで（民憲党議員が）小数の為（八幡市会で民憲党の）意見が通らず」（カッコ内筆者註）、九月一七日主催の「水道施設問題報告演説会」はこのため「一種悲壯の気を漲らした」という。

以上の他に民憲党の活動としては、例えば、別子銅山争議に激励文と応援資金を送付（一四年一二月）、東京製鋼小倉工場争議に応援弁士を派遣（一五年四月）、福岡博多鉄器エナメル会社争議に激励文送付（同年五月）など、各地労働争議への支援活動があげられるだろう。³²

以上、大正一四、五年中における民憲党の大衆運動をみてきたが、まとめれば次のようになる。民憲党はこの時期、演説会や市民大会を積極的に開催して一般市民への政治的啓蒙活動を行うと共に、四名の市会議員の存在を十分に生かした形で、政友、憲政兩派が多数を占める八幡市会において地方政治の改革運動を果敢に戦っていたと言えよう。こうした民憲党による一般市民の政治的動員、あるいは必ずしも成功を収めたとは言えないが地方政治の改革は、当時全国の無産運動家の多くが全国的無産政党组织を議論するだけで殆んど政治闘争の実質的な活動をなし得なかつた中で唯一の闘争であり、こうした自立的な大衆運動を展開しえた民憲党の力量は、一定の評価を与えられしかるべきと思われる。またもう一つここで我々が見落せないのは、民憲党は労働争議の支援活動に積極的であったが、党自体が直接に争議を組織し指導するということはなかつたことである。この点は他の無産政党とは異なり、民憲党運動のひとつの特徴として、我々は確認しておいてよいだろう。

(3) 組織構成

民憲党は九州連合会、同志会、民声会の三団体を組織母胎として結成されたが、同党結成後の組織は必ずしも安定したものとは言えない。それは、たとえば一四年七月の九州連合会員の大量脱党に端的に象徴されるように、民憲党結成に参画したメンバーが次第に党から離れていったことによる（この点については後述）。こうしたなかにおいて民憲党の組織を支えたのは、結論を先取して言えば、創立当初からの黨員でも脱党することなく民憲党にふみとどまつたグループ、具体的には浅原健三をはじめ九州連合会の一部、旧民声会系グループの殆んど全員、同志会の一般会

第5表 民憲党支部組織一覽

結成月日	支部名	場所	構成員
(大正十四年)			
8. 1	黒崎支部	遠賀郡黒崎町	安川電気従業員
8. 1	小倉支部	小倉市	小倉市在住の労働者
8. 27	行橋支部	京都郡行橋町	明治紡績従業員
10. 26	戸畑支部	戸畑市	戸畑鑄物工場、東洋製鉄など民間工場労働者
(大正十五年)			
3. 12	大里支部	門司市	大里伸銅所職工
5. 10	植木支部	鞍手郡植木町	鞍手郡四炭坑の坑夫
11. 26	枝光支部	八幡市	八幡製鉄所従業員及び旭硝子会社従業員

註 ○前掲『民憲党運動報告』『民憲』『民憲新聞』等より作成

○構成員の職種は、出典のままである。

員グループであり、もう一つは、この時期新たに民憲党に入党してきたグループである。⁽³³⁾ 後者に関して、入党者全員の氏名あるいは入党期日をここにすべて明らかにすることはできないが、まず同党の支部組織をみることに、彼らの入党事情を説明しておこう。支部の組織状況は第5表の通りである。

民憲党支部は、北九州各地における中小都市及び筑豊炭鉱地帯の労働者層によって組織されている。またこうした支部は昭和期まで存続し、この間、多くの一般大衆をこれら支部にあつめて組織拡大の主要な基盤となっている。更にここで我々が留意すべきは、支部入党者は、創立時における民憲党員が九州連合会、同志会という既成の労働組合を通じて入党していったのと異なり、労働組合に所属していない未組織大衆であったことである。しかも彼らは、創立当初の党幹部が戦列を離脱していく中で新指導部の一端を担っていくのである。この辺の事情をもう少し詳しく知るために、次に民憲党中央委員のメンバー移動を見ておこう。

第6表は同党創立時における中央委員の無産運動前歴及

第6表 九州民憲党中央委員（創立時）

氏名	経歴	備考
○浅原健三	労友会長、西部炭坑夫組合、北九州機械鉄工組合長、九州連合会長	大14.7.3 九州連合会長を除名
□光吉悦心	友愛会九州出張所書記、西部炭坑夫組合、九州連合会中委	大14. 脱党、総同盟に復帰
△広安栄一	労友会、西部炭坑夫組合、北九州機械鉄工組合執委、九州連合会中委	大14.7 脱党、評議会に加わる。
○笠置卓雄	労友会、北九州機械鉄工組合執委、九州連合会中委	
本田真夫	鉄夫協会主事、九州連合会中委	大14.7.3 九州連合会を除名
○河島慎二	鉱夫協会幹事長、北九州機械鉄工組合執委、九州連合会中委	
△鈴木留吉	同志会戸畑支部、北九州機械鉄工組合執委、九州連合会中委	大14.7 脱党、評議会に功わる

（以上総同盟九州連合会系）

○中田末三郎	主事	
○長尾克己	（第1表参照）	
×樋口盛基	理事	大14.民憲党を脱党、昭2.1社会民政党の結成に参加
×芹田善吉	理事	同上
×川内保	理事	同上
×松尾政六	常務理事（宣伝部長）	同上
×嶺慶二	常務理事（購買部長）	同上
○市場重光	常務理事（救済部長）	
○上条俊一	評議員	
龍口貞雄	工場会計	
×幸義知	一般会員	大14.民憲党を脱党、昭2.1社会民政党の結成に参加
○西本隆造	同上	
吉田登	同上	
○小田市之蒸	同上	
香田善次	同上	
原一亀	同上	

（以上官業労働同志会系）

○亀岡 長太郎	(第1表参照)	
○渡辺 仁	同志会一般会員	明36年生、製鉄所職工
○篝 喜助	同上	製鉄所職工

(以上帝国民声会・官業労働同志会系)

○堂本 為広	(第1表参照)	
○米村 長太郎		明20年生、食堂経営
○三浦 愛二		明28年生、薬商
○高野 裕		製鉄所職工

(以上帝国民声会系)

×伊藤 卯四郎	総夫総連合会北海支部長、総同盟西九州連合会	
□今村 等	友愛会香焼支部長、総同盟西九州連合会	
△重松 愛三郎	日本農民組合三養基郡連合会	
△石田 樹心	日本農民組合三養基郡連合会	

(その他)

註 ○氏名は前掲『民憲党範動報告』による。

○経歴・備考は甲斐募編『八幡製鉄所労働運動誌』、浅原健三『鎔鋳炉の火は消えたり』、内務省社会局『労働運動概況』各年版、工親会編『北九州無産運動者名鑑』（昭和9年）、堂屋敷竹次郎『北九州の人物』（昭和6年、金栄堂）、等による。

○氏名覧の○は民憲党—日本大衆党系、△は労農党系、×は社民党系、□は日労党系であることを示す（なお、無印は未確認、またはこの時期に運動を離れたものを示す）。ただし、これは昭和二年段階であることを断っておく。

び前所属団体名を、第7表は一五年二月二日民憲党第三回大会における中央委員の所属団体名及び職種等を明らかにし得る範囲で掲げたものである。まずこの面表より、民憲党結成から約一年の間に指導部の構成員がかなり変化していることがわかる。第6表の総同盟西九州連合会、日農三養基郡連合会の四名は民憲党組織準備会の呼びかけに応じて参加したものであるが、一四年の全国的政党组织過程で脱党している。九州連合会、同志会幹部連の多くも同じ過

第7表 民憲党中央委員（大正十五年二月二十一日第三回党大会時）

氏名	経歴	備考
堂本為広	旧民声会	（第6表参照）
米村長太郎	同上	〃
高野裕	同上	〃
吉村真澄	同上	明23年生、元労友会員、代筆業
利島亀鶴	同上	商人（小倉市）
亀岡長太郎	旧民声会・同志会	（第6表参照）
渡辺仁	同上	〃
篝喜助	同上	〃
笠置卓雄	旧九州連合会	明33年生、〃
重住権祐	同志会政治部長	（第1表参照）
長尾克己	同志会理事	（第1表参照）
市場重光	同志会常務理事	（第6表参照）
上条俊一	同志会評議員	（第1表参照）
小田光之蒸	同志会一般会員	〃
光本凡	同上	明25年生、製鉄所職工
長谷保	同上	明29年生、製鉄所職工
渡辺槌	同上	製鉄所職工
河野繁	同上	製鉄所職工
倉原久	同上	製鉄所職工

（以上、民憲党創立時に入党した者）

谷口友太郎	同志会一般会員	明29年生、製鉄所研究所員
石田伍睦	同上	製鉄所職工
田村角平	同上	製鉄所職工
瀬川章一	同上	製鉄所職工
青野武一		明32年生、製鉄所職工

神田敏男		明35年生、製鉄所職工
沢井菊松		明25年生、製鉄所職工
村橋政太郎		明9年生、製鉄所工長、銭湯経営
土取寿一		明22年生、養鶏業（八幡市）
鶴幸七		明24年生、安川電気製作所（遠賀郡黒崎町）職工
勝原榊太		製鉄所職工
和田実		製鉄所職工
藤川欣三		製鉄所職工
凶師謙蔵		製鉄所職工
東重吉		製鉄所職工
黒田武一		製鉄所職工
永田健致		製鉄所職工
金森勝三郎		旭硝子（八幡市）職工
霜出静二		旭硝子職工
日高国夫		安川電気製作所職工
池辺正人		洋服商（八幡市）
倉富金市		印刷所経営（八幡市）

（以上、民憲党創立後に入党した者）

註 ○氏名は前掲『民憲党運動報告』による。

○経歴・備考は、前掲『八幡製鉄所労働運動誌』、前掲『北九州無産運動者名鑑』、堂屋敷前掲書、等による。

○なお、人名だけで、所属団体、職業等、まったく未確認の者、27名については割愛したことを断っておく。

程で、後述するように党を離れるに至っている。これに対し、第7表からわかるように第3回中央委員を占めたのは、創立以来の党員である旧民声会員、同志会の一部（特に一般会員）、九州連合会の一部（付言しておく）、浅原健三はこのとき中央執行委員長である）と、新たに入党してきた者である。こうした新入党者の特徴とし

て、第一に八幡製鉄所従業員が多かったこと、第二に彼らは八幡製鉄所を主要な組織基盤とする同志会や九州連合会に入会していなかったこと、第三に製鉄所以外の労働者も組合未加入であったこと、第四に小商人が参加していること³⁴、があげられよう。また、彼らに關しても一つ見落せない重要な点は、たとえば第7表の青野武一、沢井菊松、神田敏男などのように、昭和期の社会民衆党系と民憲党—日本大衆党系との対立した政治過程の中で、堂本為広、三浦愛二ら旧民声会グループとともに浅原グループの中核として、一貫して同党のリーダー的存在となるものが多いということである。こうした人物がこの時期に民憲党に結集したことは、同党の指導体制が昭和期まで維持される大きな要因となつたのである。

以上を要するに、初期の民憲党員が戦列を離脱していく組織的動揺の中にあつての未組織大衆の新加入は、組織的側面における補完作用としてかなり大きな意味をもつたと言えよう。しかも、彼らの多くは民憲党指導部の一翼をにない、浅原グループの中核として政治指導の面においても指導力を發揮してくるのである。しかし以上の反面、民憲党は労働組合の組織化にあまり積極的でなかったことも見逃せない事実である。民憲党が独自に労働組合組織に着手するのは昭和四年九月結成の「九州合同労働組合」（書記長沢井菊松）からであり³⁵、この間では大正一五年五月の八幡市「小売商人擁護の爲の組合組織」計画（八幡製鉄所従業員の反対にあい中止となる）が唯一、この点に關する事例としてあげられる位である。このことは、前節にふれた民憲党活動において労働争議の組織、指導が見られなかったことと考へ合わせて、民憲党の主たる組織対象が未組織の一般大衆にあつたことを我々にうかがわせるに充分であらう。

こうして、民憲党の組織構成は、初期の労働組合型から一般大衆型へと次第に変化していったと考えられるのである。むしろ、そのような未組織大衆を前節で述べた運動によつて積極的に掘り起し、彼らを従来のような労働組合ではなくて無産政党—民憲党という枠組で組織化していったところに、同党組織の最大の特色があつたのである。こ

した未組織大衆を主要な基盤とする自立的な大衆政党が、工業都市八幡でこの時期でできたことに我々は注目すべきである。

三 全国的無産政党組織問題をめぐる民憲党の政策

民憲党は結党以来、九州地方における政治運動を指導して無産大衆の政治的結合をはかること、そうした地方政党の実績を背景に全国的単一政党に合同して政治運動を全国的ならしめるため努力すること、という二方面にわたる政策を党の基本方針としていた。このうち、前者については八幡市議戦や大衆運動などの政治運動に發揮されていたことはすでに述べた通りであるが、しかし後者の全国政党への参加運動はこの時期結実せず、最終的に地方政党のまま昭和期につながるのである。その原因は、全国的単一政党の樹立を優先するものからの地方政党⇨民憲党への批判が、当時のわが国無産運動全体に亘ってみられた左右の思想的対立と複雑にからみ合っただけでなく、しかもこうした批判が他ならぬ民憲党を脱党したグループを中心としてなされたことによる。このように、この時期の民憲党の政策は、全国的単一政党を自明の前提とする主潮流（主流）の前にほとんど無視され、結局、民憲党独自の運動にとどまったところに最大の特徴がある。このような状況下において、民憲党は政策の実現に向けて如何なる努力を行っていたのであるか。この点に関し、とくに全国政党への合同問題を中心にして、今までふれなかった民憲党員の離脱の契機や民憲党及び同党の指導的立場にあった浅原健三の政治的立場を明らかにしつつ、民憲党の政策内容を具体的に検討しておく。

民憲党は結党式るとき「仮党則」と「綱領」を発表するが、それはきわめて暫定的なものであった。このような措置がとられたのは、「仮党則」に「本党ハ将来全国的無産政党組織ノ地方的基礎単位トシテ其ノ実現ノ促進ヲ期ス」とうたい、また「綱領」を浅原が「全国的政党組織促進の『部分的主役たる』我等が政綱の生命は名実伴う全国政党

の曉鐘に消へ滅び行く朝霧である」と説明するように、いづれ全国政党の一地方的單位に解消していくものと自己を位置づけていたためである。しかし、こうした民憲党の方針は、全国的単一政党組織の氣運が高まる中でほとんど顧みられることがなく、むしろそうした運動をさまたげるものだという批判の声の方が圧倒的に多かったのである。しかもこの種の批判が、結党間もない時期に党内より起こるのである。一四年七月のいわゆる民憲党内紛争事件がそれである。民憲党の有力な組織母胎の一つであった九州連合会は突如として一連の浅原排斥運動を起し、連合会長浅原を除名するとともに民憲党より浅原を除名せんとし、これが失敗に終るやその大部分が脱党するに至っている。九州連合会がこのような運動を起した主眼は、彼らの脱党「声明書」³⁹に、「無産階級政党の地方的結束は方向転換の意義を正しく理解させる事ではなくして政治行動の誤れる理論を与へるに到った。吾等が九州民憲党の改革運動を起した事は単に浅原健三個人の除名に止まらず、組織されたる地方的政党に依る無産階級解放運動の一線に引戻すにあつたのだ。（中略）吾等は無産者に正しき運動への復帰を促す為めに、九州民憲党の徹底的批判と全国的政党運動の促進を為す事を期す。」と述べる如く、全国的政党運動を阻害する「無産階級政党の地方的結束」、つまり民憲党を「改革」するにあつた。こうした地方的政党よりも全国的政党を重視する考えは、当時では明らかに左翼—日共系組合のそれであり、九州連合会は確かに総同盟の手を離れて左翼化し⁴⁰、全国的単一政党主義を採る左翼の政治的立場から民憲党批判勢力の先頭に立ったのである。

全国的政党組織運動は、周知の通り、日本農民組合が一四年八月に全国の無産団体に呼びかけた無産政党組織準備委員会設立の「提議」を契機として本格化する。そして九州地方においては、日農福岡県連のリーダーシップのもとに運動がすすめられる。しかし、日農福岡県連の提唱により結成された「無産政党組織準備九州地方協議会」（以下、九州地協と略す）は、民憲党の加入問題をめぐって紛糾している。その経過を、以下に簡単に記しておこう。九月二〇日に同志会本部で開催された九州地協設立準備会は、「招請範囲は全九州の無産団体及水平社を網羅するが、九州

民憲党は加えない⁽⁴¹⁾」との申し合せを行い九州地協からの民憲党しめ出しをはかったが、同党を招請せざるを得なくならずと今度は参加資格を問題として加入に反対した。すなわち、九月二七日に日農福岡県連本部で開催された九州地協第一回協議会において、「鈴木」(留吉、元民憲党中央委員)第6表参照V、九州連合会執行委員)は「総同盟九州連合会ハ民憲党ノ創立ニ努力シタルコトハ事実デアル。然シ事情アツテ浅原君ヲ連合会ヨリ除名シタノデ、民憲党ニ浅原君ガ居ル間ハ連合会ハ民憲ト一致ノ行動ハトレナイ。」と浅原個人の参加資格を理由に民憲党加入に異議を唱え、また「高木」(敬四郎、日本坑夫組合九州連合会)からも「民憲ヨリ浅原君ガ出レバヨシ、出ラネバ行動ヲ一ツニシナイ」と鈴木を支持する発言がでて、結局民憲党の加入は「次回マデ保留」となる⁽⁴²⁾。しかし一〇月一六日開催の第二回協議会は、九対二で同党の加入を決定している。このとき、九州連合会の鈴木(前記)は「これ(民憲党の加入に反対する一筆者註)がために九州の無産政党運動に暗影を投ずることがあれば遺憾であるから、吾々は強ちこれを固持するものではない」と述べ⁽⁴³⁾、従来の主張を撤回して賛成にまわり、同志会代表二名が反対した。同志会代表の反対理由は、「樋口」(盛基、同志会理事、元民憲党中央委員)第6表参照V)が次のように説明している⁽⁴⁴⁾。

九州民憲党では、党員の半数が同志会員で占めてゐるなどと言つてゐるけれど、そうした事実を認められないばかりでなく、それに反して同志会の幹部にして民憲党の幹部たる人達の行動に対して反対意見を持つてゐるものが多いのである。殊に経済運動を主とすべき同志会の会員が政治運動を主とする民憲党のため努力することは好ましからざることである。

ここで、九州地協への民憲党加入問題をめぐつて二つの異なる立場から反民憲党勢力が形成されていたことに、我々は注目しておいてよいだろう。それは、九州連合会と同志会幹部連であり、両者とも民憲党脱党者であったことは興味深い。このうち九州連合会における民憲党の立場は、先述したような左翼―日共系の政治的立場であり、全国的単一政党主義の方針のもとに民憲党の加入に反対するのである。

一方、同志会幹部の反民憲党的立場は、樋口盛基の前記発言にみられるように特異である。それは要するに、「経済運動を主」とする立場から「政治運動を主とする民憲党」の加入に反対するのであるが、しかしより根本的には、同志会はもともとそうした立場にあるにもかかわらず「民憲党のため努力」してきたことへの強い反発があったのである。このことより、同志会幹部の民憲党離脱は、民憲党に依る政治運動から同志会本来の基本方針たる経済運動へという復古的な方向転換のなかで行われたということができよう。また、このような同志会幹部の方向転換の背景には、民憲党組織段階において八幡市議選での選挙権の行使を相言葉に速成的に党が組織されたため、政治運動における労働組合の指導性とその役割があまり論議されなかったという事情があり、このことは、一面では経済運動を主とする同志会幹部の入党を容易ならしめたが、同時に、彼ら幹部が、民憲党の政治運動より同志会の労働組合運動の方がやはり有効であると認識したとき、つまり民憲党運動では労働者の経済的要求は達せられないと判断したとき、前述のような民憲党への強い反発を伴って脱党していく大きな要因となったと考えられるのである。もっとも、同志会内においてこうした幹部の脱党に対する批判はあり、たとえば豊田由松（同志会一般会員）は幸義知（元民憲党中央委員）第6表参照V、この時脱党していたと思われる）から「民憲党対同志会についての個人の態度を決定せよと逼」られた時、「僕は無産政党としての民憲党には最初から多くの興味を持たなかったのであるが、同志会の幹部諸君が殆んど全部加入してゐるばかりでなく僕にも熱心に勧誘するから、僕は断乎として加入したものである。而して現在には民憲党中央委員として無産階級政治運動のために最善の努力を続けてゐるといふことだけは、ここで言明する」と突き返したように、脱党に与せず逆⁽⁶⁾に民憲党の立場から同志会幹部を批判するものも多かったのである。これ以後、同志会内においては、幹部連を中心とする民憲党反対派と、一部幹部及び一般会員を中心とする同党支持派との間に、民憲党の是非をめぐる論争と組織の奪い合いがくり返されるのである。

ところで、民憲党は以上に見られる状況にあって如何なる方法で全国的政党運動に参加していったのであろうか。

民憲党は四つの総同盟系地方政党のうち唯一つ、中央の無産政党組織準備委員会に加入を申請し（九月一二日）、その中で「元来、九州民憲党は、一部の論者の指適するが如く、這般の日本農民組合の提議を肯せずして『総同盟政治部の主唱してゐる地方政党の樹立の方向』に努力してゐるのではありません。実に始めから、積極的に全国的無産政党の組織を希望したのであります。而して、それは今日まで終始一貫変らないのであります」と述べ、総同盟の主張する地方政党主義を否定するとともに、全国的政党への参加希望を強く訴えている。また、九州地協にも積極的に進入し、この場合、同党のリーダー的存在である浅原健三は前述の如く忌避されていたため、河島真二（第6・7表参照、九州連合会非脱党組の一人）、米村長太郎（第6・7表参照）、豊田由松（前記）が浅原に代って九州地協加入の推進役となっている。とくに河島は、民憲党の除外問題が協議された九州地協設立準備会に「福岡労働組合」の一員として参加、「無産政党の根本精神から説いて九州地協に民憲党も招請すべきであると主張」し、民憲党除外の動きを封じている。

このように、民憲党は結党時の幹部連が離脱していく組織的動揺の中で、彼らにかわる新たな活動分子を得ていたのである。こうしたものの活躍により民憲党は九州地協に参加できたのであるが、このような新サブリーダー層の登場は、何よりも浅原健三にとって大きな意味を持った。つまり浅原は、彼が組織した九州連合会の大部分が前述の如く脱党したため従来の浅原一派の中枢を失う結果となったのであるが、彼ら九州連合会と入れ替わりに新グループを形成していたのである。この浅原グループの中心となるのは、上記の米村、河島など結党以来の幹部連の他に、上記豊田や前章にふれた神田敏男、沢井菊松、青野武一などこの当時入党したものも多く、しかもこうした新入党者は昭和期まで固定して浅原一派の中枢となり、同党の運動を支えていくのである。浅原はこのようなグループを中心として、民憲党のリーダーシップを握っていたと思われるのである。

ところで、以上のような経過を辿って一四年一月一日に結成された農民労働党は即日結社禁止となり、全国的政

党組織は翌一五年に持ちこされる。九州地方における一五年の運動においては、前年と異なり日農福岡県連が左右兩派の思想的対立の激化のためにリーダーシップをとることができなくなり、民憲党がリーダーとなっている。民憲党の全国的政党組織問題へのとりくみは早く、農労党結社禁止直後の一月六日開催の中央委員会においてこの問題に対する「今後の対策」を協議し、「民憲党は地方政党としての短所缺陷を明確に意識し以て民憲党の実力を養成しつゝ階級的単一無産政党樹立の爲め邁進すること、而して之が実行方法として先づ九州地方協議会をして九州に於ける全国的無産政党の基礎的一分子たらしむ可く即時同会に提議する事」を満場一致で可決、実行委員五名を選出して九州地方における全国的政党組織運動の先頭に立つのである。

民憲党はこうして前年にひき続き全国的政党組織に積極的であったのであるが、この間のことで見落せないのは、これまで模索した形であらわされてきた地方政党のつまかさねの上での全国政党へという政策理念が、かなり明確な形で積極的に打ち出されたことである。こうした政策は後述するような綱領、規約の改正となって示されるが、そうした変容をもたらしたのは、全国政党＝農労党の樹立の失敗の教訓化の中からでてきたところの、民憲党の指導的立場にあった浅原健三の政治理念の変化、並びに民憲党の総同盟からの離脱であったと思われる。以下、この点に関して民憲党機関紙『民憲新聞』における主張をとりあげ、具体的に明らかにしておこう。

まず浅原関係であるが、彼は「無産政党と労働組合—政治行動と経済行動に付いて—」と題する『民憲新聞』一四一年一月一八日号上において、「経済組織の変革を目的とする経済闘争の機関」が労働組合であり、「ブルジョア政治権力へのみの闘争」を「使命」とするのが無産政党であると説明し、続けて両者の関連を次のように論じている。

無産政党は階級意識を強烈ならしむる為めに、その指導原理を確保し、その指導組織を確立しなければならぬ。

この該心を為すもの、無産政党の中該となるものこそ、〇〇〇訓練を充分に掌握したる労働組合であらねばならぬ。戦闘的労働組合を中心とせず、その指導精神に支配されない政党であるならば、むしろ如期政党の存在しない

事を望む。労働組合と無産政党、この二方面の運動は、無産階級解放運動なる大盾の両面である。離す可らざるものであり、離るべからざるものである。無産階級は無産階級運動の腹背〓無産政党と労働組合〓に対し等分の熱意を持つべきものである。

このように、浅原は無産階級解放運動の戦術を労働組合による経済運動と無産政党による政治運動の二方面からとらえ、労働組合の経済闘争では対抗しえない「ブルジョア政治権力へのみの闘争」を無産政党の「使命」であるとすし、しかもこうした無産政党の階級性を、革命的「訓練を充分に掌握」した戦闘的労働組合の指導精神に求めるのである。浅原は前掲拙稿(一)で述べておいたように、大正一三年に急速に労働組合から政党に乗りかえて労働大衆の組織化運動〓無産政党運動を開始するのであるが、そこには、無産階級の政治運動において労働組合がはたす役割への期待が、右のような論理で内在されていたことを、ここに確認しておく。

しかし、こうした浅原の無産政党に対する考えは、これからそれ程隔っていない時期に大きく変化している。すなわち、「無産政党の新戦術」と題する前記機関紙一五年一月一日号の論説では、「真正面から革命旗印を押し立て、決辭に革命行動を続」けてきた「今日までの我等の運動」は「大衆から孤立した少数運動に化して仕舞」つたとふりかえり、「革命を連呼し、火の出る様な少数闘士運動は断じて現在の無産政党の戦術ではない」として、無産政党のとるべき新戦術を次に述べる。

無産政党の戦術は、過去の戦術圏内から、大衆に向つて大きく一歩、踏み出した新戦術でなければならぬ。大衆に接近し、大衆と団体になり得べき戦術が無産政党の戦術である。(中略)大衆は何を求めつゝあるか?断じて遠大なものではない。なんとすれば、その思想が高度なものではないからである。我々はこの大衆と俱に進まんとするものである。その戦術は当然に現実の大衆を土台としたものでなければならぬ。鮮明りと大地を見詰めた底深い運動でなければならぬ。例へ革命的価値を持たない一小事と雖も、大衆が是れを要求する時これに従ふことは強ち

辞すべきではない。我々がこの服従に甘んずることは、大衆をして、ヨリ高き支配に置かんとする為めである以上、断じて、退歩でも墮落でもない事を信ずるものである。（圈点原文）

ここに言う浅原の無産政党の新戦術とは、現実の大衆をいかにして組織化するかという大衆組織方法である。この場合、従来の労働組合による「革命行動」が大衆から孤立するものとしてまったく否定されていることは、注目してよいだろう。つまり、この点は、浅原のこれまでの主張とは大きく異なるところであり、この時点で浅原は労働組合運動における大衆の組織化に限界を感じたと考えられるのである。こうした浅原の政治理念の変化の契機となったのは何かを、以上の他に浅原関係の材料がない今、説得的に明らかにすることはできないが、それはおそらく、組合を有力な組織単位とした全国的単一政党＝農労党樹立の失敗に対する教訓と、他方で、民憲党による大衆的政治運動は現実に進展しているという浅原の現状認識であったと思われる。こうして、従来の無産政党における労働組合の主導性が否認されると共に、右の論説に見られるような新たな大衆観がでてくる。すなわち、浅原は大衆を、いわゆる革命の前衛として把えるのではなく、むしろ思想的に「高度のものでない」と認識するのである。こうした大衆観を前提に、「大衆に接近し、大衆と団体となり得べき戦術」が無産政党の新戦術と主張されるのを見ると、このとき浅原は、完全に自己の活動領域を労働組合から政党に転換し、無産政党の政治運動による大衆組織に本格的に乗りだしたと考えられるのである。

以上を要するに、浅原はこの時期、革命的政党論から無産政党論へと政治理念を変化させたと見えよう。そしてこうした方針転換の背景には、前章で述べたような民憲党の自立的な大衆運動の進展があり、浅原はこうした民憲党運動の進行に歩調を合わせる形で、無産大衆の組織運動に乗りだすのであった。もちろん以上に述べた浅原の方針転換は、単に浅原個人の発想で行われたのではなく、民憲党全体の政治的立場の変化のなかでなし遂げられたと見るべきであろう。その意味で、この時期に表面化する民憲党の総同盟批判を問題としてとりあげ、検討しておこう。

民憲党は総同盟系地方政党の一つとして出発するが、早くも大正一四年中に総同盟離れの傾向を示す。この辺の事情をいま明らかにする用意がないが、まずその背景として、従来総同盟本部とのパイプ役であった浅原の総同盟九州連合会からの除名、及び同連合会の民憲党脱党とその後の総同盟内左翼勢力化といった、九州地方における総同盟の影響力の後退が考えられる。とくに、民憲党のリーダーであった浅原が九州連合会を除名されたことにより、民憲党と総同盟の縁はきれた形となったのである。更に、こうした客観情勢と相俟って、地方政党主義を主唱する総同盟への懐疑がでてくる。民憲党は、農労党結成過程において前述の如く総同盟の地方政党主義とは距離をおいた立場から自己の方針を主張していたが、農労党の結社禁止後、そうした主張は総同盟を強く批判する形であらわれる。例えば、総同盟は「農民労働党の結党式を前に控へて、その準備会を脱退した」こと、また「総同盟は各所属組合に対して、政治部の意見に従ふことを強要し」たことなど、農労党結成に当って総同盟のとつた態度を批難して、次のように述べている。⁵²⁾

総同盟は経済的闘争団体である。従つてそこに政治部があるにしても決してそれは政党ではないのである。然るに各所属組合が地方に於て無産党樹立についての協議会（政党ではない）に参加することまでも干渉し、殊に一切の行動を政治部の意見に俟つてせよなど、逼るに至つては実に言語道断なことだと思ふ。（中略）吾等は総同盟が経済闘争に於て嚇々たる功績を記録し、今猶は多くの犠牲を拂つて勇敢に闘争しつゝあることに絶大の敬意を表するものであるが、無産党樹立運動については常にその他の代表的各団体にいちゅうを輸しつゝあることを遺憾とせざるを得ない。

ここに言う総同盟への「遺憾」発言を、民憲党が総同盟の戦列を離脱する主たる要因と考へてよからう。つまり、それは全国的政党組織問題における総同盟の露骨なエゴイズム―組合中心主義であり、民憲党はこうした総同盟エゴイズムの犠牲となることを恐れたため、総同盟を離れたと思われるのである。

ここで我々が留意すべきは、以上のようにして民憲党が総同盟の戦列を離れていった意味は大きかったということである。すなわち民憲党からの九州連合会、同志会幹部の離脱に続いて、民憲党自体が総同盟を離脱したことにより、民憲党における組合色はここに全く払拭されたのである。また民憲党が、そうした組合組織に代って未組織大衆の組織化に積極的であったことは、前章に述べた通りである。ここから、民憲党はこの時期、先に見た浅原の政治理念の変化と相俟って、無産大衆政党としての性格を強めていったと言つてよからう。そしてその帰結が、民憲党綱領・規約の改正並びに新運動方針の策定であつた。

民憲党は一五年二月二一日に第三回党大会を開催、綱領・規約の改正及び三議案を採択している。ここで、これらの内容についてその全てを論ずる紙幅の余裕はないが、行論に関する範囲で以下の点を指摘しておく。まず規約では、従来の九州民憲党が民憲党と改称され、また「全国的階級的単一無産政党成立ノ暁ニハ之ニ加入シテ党ヲ解体スル」ことが改めて明記されている。綱領は全国綱領と地方綱領からなり、前者では「満二十才以上ノ男女平等無制限ナル衆議院議員ノ選挙権、被選挙権ノ獲得」など国政上の諸要求が掲げられ、また後者では「電灯、軌道、水道、瓦斯事業ノ公営」、「無料ヲ原則トスル病院、浴場、託児所、宿泊所、公会堂等社会的施設ノ公営」といった、民憲党が八幡市議選など政治運動を行う中で主張してきた社会政策が掲げられている。また採択された議案でみるべきは、運動方針の決議である。この中で「無産階級の政党」とは何かを論じて、「大衆的階級的無産政党の任務」は「無産大衆を階級的政治戦線に動員せんがため」に、「大衆の要求―卑近なる現実の要求に立脚すること」であると述べている。またその一方で、この問題に対する「組合中心主義者」（恐らく同志会と総同盟の幹部が想定されていると思われる）の態度を、次のように強く批判している。「無産階級の立場になりながら無産階級の政党は、思想的精神的一致点を見出さざる限り完全に結成さるべきでないと論ずる者」の論拠が、「僅かに数百若しくは数千の組合員を有する労働組合の理論的指導者の組合利己心に立脚した暴論たることは明らかであり、こうした「暴論を、階級的裏切と

して排除しなければならぬ⁽⁵⁴⁾」、と。

以上を要するに、民憲党は無産大衆の現実の生活実感に密着した政治的要求を掲げ、そうした大衆の要求を実現していくための政党を目ざしたと言えよう。また、そうした民憲党の方針と真っ向から対立をするものとして、総同盟、同志会の幹部への批判が行われるのである。こうして民憲党は、この党大会において無産大衆政党としての独自の政治路線を明確にしたと言えよう。

ところで、一五年三月五日に第二次全国的単一政党「労働農民党」が結成されると、民憲党は率先して九州地方における支部組織運動に乗りだす。しかし、民憲党が産婆役となって同年八月一日に結成された「労働党福岡県支部連合会」は、「思想的に統一のない烏合の衆⁽⁵⁵⁾」と評されたように結末を欠き、しかも労働党をめぐる総同盟、評議会、日農など中央での思想的対立、及びそれが九州地方にも波及して左右両派の抗争が激化したため、最終的に分裂するに至っている。そこで、労働党福岡県連に結集した各無産団体の政治的立場及び全国政党へと帰一していく方向性については既に前掲拙稿⁽²⁾で述べておいたので、ここでは民憲党に即し、労働党福岡県連での政治的立場、またそれを離脱していく経緯を明らかにしておく。

まず民憲党の政治的立場に関してであるが、先述の如く民憲党は反総同盟幹部の立場にあり、実際このような地点からこの時期、九州連合会（一四年二月一日、総同盟本部より除名されているが、これを不当として本部と対立、日共系の総同盟刷新派の先頭に立つ。昭和二年二月に評議会加入）を中心とする左翼統一戦線の一員となっている。例えば、九州連合会と総同盟本部派とが衝突した一五年四月の東京製鋼小倉工場争議では、民憲党は九州連合会側を積極的に支援し⁽⁵⁷⁾、またこの争議を契機に他団体を語らって、総同盟を「絶対に無産者団体に加盟せしめず⁽⁵⁸⁾」との声明書を全国の無産団体に発し、九州地方の全国的政党組織運動から総同盟本部派を完全にパージしている。このように、民憲党の無産運動全体における政治的位置は、反総同盟という点で左翼であった。しかし、ここで留意すべきは、そ

の左翼的立場は日共系組合のそれでもなかったことである。すなわち、民憲党は、九州連合会と共同して労農党支部組織に乗りだすが、同時に九州連合会に対し、彼らが指導した三池鉱業所争議（三月）など一連の労働争議を、「無産階級政党的立場」から次のように批評している。⁽³⁷⁾

吾々はかくの如き現実（労資兩階級の対立の激化—筆者註）に直面して、『今吾々が何をなすべきかを決定すること』は最も重要なことであるには相違ないが、それと同時に、吾々はこれらの争議を指導しつつある労働組合の同志諸君が、その血まぶれの苦闘を続けてゆく尊い経験の中から、この闘争に参加する少数の労働組合員以外の、多数の未組織労働者を如何にして組織すべきかといふことの、現実在即した理論と方策とを把握せられんことを要求せざるを得ない。

このように、民憲党は、九州連合会の争議指導方針を、未組織大衆の組織化の有効性において否定するのであり、当時左翼統一戦線の一員であっても九州連合会とは明らかに一線を画した政治的立場にあったのである。このような民憲党を、我々は非日共系の左翼無産大衆政党と言つてよからう。

問題は、以上に見てきた民憲党の政策や主張が、労農党福岡県連に結集した各無産団体に受け入れられたかどうかである。そしてこれを結論的に言えば、殆んど顧みられなかつたのであり、九州連合会は評議会、同志会幹部は官業労働総同盟といった中央の労働団体との連絡を強めつゝ、左右両翼に分立していくのである。民憲党はこの間、両者の調停役にまわり、とくに労農党福岡県連を離れて単独政党を企図する同志会幹部に対しては、同志会内民憲党員が「無産大衆の力は団結にあるにも拘らず同志会の幹部の行為は、労働者に対する裏切行為である」と批判して、その「策動」を牽制している。しかし、一〇月に総同盟など右派が脱党して労農党の分裂が決定的となり、またこれに歩調を合わせる形で同志会幹部が八幡製鉄所従業員のみを構成員とする単独政党の結成にふみきると、民憲党は同月二十九日に中央委員会を開催して「民憲党将来の方針」を協議し、「労働農民党が左右両翼に分裂し相對峙して抗争する

事は単一政党の意義に反する行為である。民憲党は此の際党本来の目的により単一政党の実現する暁までは単独なる地方政党として左翼思想を以て、現実⁶²に適合する方法により猛進する。」と決定している。また、この中央委員会で決定し配布した「声明書」において、労働党を脱党した「右翼分裂派」を「組織大衆を無視した、無産階級に基礎を有せざる」ものと、また「残留したる労働党」を「左翼支持者としての組織労働大衆の結合であって、未組織大衆と中産下層階級とを抱擁すべく、あまりに理想に過ぎる」と批判して、組織・未組織大衆の組織化を無視した左右両派の全国政党組織者に失望を表明し、他方で、「若し全国的政党成立の暁は、直ちにこれに参加すべく」、それまでは「民憲党独自の運動と進展とは大衆の要望に基づく」「地域的暫定的地方政党である」として、労働党の今後の政治路線を明らかにしている。⁶³

このようにして、労働党は労働党を脱退し、単独の地方政党のまま運動を継続していくのであった。昭和期における労働党の動向については稿を改めて論ずるとして、我々はただ、そこでの労働党の政治的立場が、今まで行論の上で述べてきたところの、地域に密着した左翼無産大衆政党としてのそれであったことを確認しておけばよいであろう。

おわりに

以上、大正一四、五年という草創期における労働党の運動・組織・政策の各々の面について検討を加えてきたが、最後にまとめれば次のようになるだろう。

まず、我々がもつとも留意すべきは、労働党の指導者達は、労働者の経済的利害を代表するのは労働組合であるという、従来の彼らの考えとはまったく別個の発想で、無産政党の枠組で大衆を組織化して政治運動を展開しようとしたことである。つまり、労働党は、広範に存在する労働組合に所属しない無産大衆に注目し、こうした未組織大衆の利害を代表するものとして自己を規定し、彼らの動向を鋭敏に感じとってその政治的要求の実現につとめようとした

のである。具体的に言えば、演説会や市民大会を精力的に開催しての日常的な政治的啓蒙運動、あるいは四名の民憲党市会議員の存在を充分に生かす形での八幡市会における地方政治の改革運動といった大衆運動をおこなって未組織大衆の政治的動員を促すとともに、彼らを民憲党に吸収して自党の主要な組織基盤としていたのである。そして、このような政治的行動と組織活動は昭和期に入っても少しも変わらなかつたのであり、むしろ青野武一や沢井菊松など民憲党運動によってこの時期入党してきた活動家によって、そうした運動はより活発化するのであった。こうした民憲党の性格を、我々は、前衛政党ではなくして、地域的な左翼無産大衆政党であつたといつてよからう。

もっとも、以上にみられる民憲党の政策はその創立当初から明確にされていたのではない。その意味で、たとえば同党の指導的立場にあつた浅原健三が、結党後も長く政治運動において労働組合がはず役割への期待をもつていたことは、すでに述べた通りである。民憲党が初期の労働組合型から無産大衆型へと脱皮するのは、次のような同党をとりまく状況の変化があつたことによる。つまり、組合を主力とする全国的単一政党樹立の失敗（農労党）および内部分裂（労農党）といった全国政党組織問題の混乱を教訓として、民憲党独自の政策が模索されたこと、また、民憲党から日共系組合の九州連合会、組合中心主義の同志会の脱党、更に民憲党自体の右派労働組合（総同盟）からの離脱といった、結党当初民憲党が有していた組合色の払拭、またその一方で未組織大衆が大量に入党してきたこと、という党内外にわたる状況の変化である。浅原ら民憲党の指導者達は、こうした現実の事態の進行に歩調を合わせ、また積極的に利用する形で方針を調整し、こうして無産大衆政党としての独自の政治路線を明確にしていつたと思われるのである。

〔註〕

- (1) 地方無産政党に関する個別研究はあまり進んでいないが、知見の範囲では、斎藤勇「労農民衆党——地方無産政党の消長——」（『名古屋市立女子短期大学研究紀要』第二九集、昭和五六年三月）が唯一である。また昭和期の地方政党に関して、田中

真人「合法地方無産政党—京都・労農大衆党を中心に—」（同志社大学人文科学研究所『キリスト教社会問題研究』第二五号、昭和五年一一二）、がある。

(2) 甲斐募編『八幡製鉄所労働運動誌』（昭和二八年、製鉄所）、一八〇—一頁。

(3) 『門司新報』大正一三年一〇月二九日。

(4) 『福岡日日新聞』（以下、『福日』と略記）一三年一月二三日。及び同月八日、一三日、一八日、『門司新報』同月二三日参照。

(5) 堂本為広氏談話（昭和五年七月二三日、九月八日）。なお堂本の経歴については、前掲抽稿(一)及び本文、とくに第1・6・7表参照。

(6) (7)、(8)、甲斐前掲書、一八三頁。

(9) 浅原健三『鎔鉱炉の火は消えたり』（昭和五年、新建社）、三六五—六頁。

(10) 甲斐前掲書、一八二頁。このうち、民憲党の結成に参加したのは日農三養基郡連合会、総同盟西九州連合会であった（本文第6表参照）。

(11) 浅原前掲書、三六四頁。

(12) 同前、三三七頁。

(13) 甲斐前掲書、一八一頁引用史料。

(14) 芹田善吉『無産階級と政治行動』（『労働乃九州』一三年一月号）。

(15) この点については、渡部徹『無産政党結成問題をめぐって』（同氏他編『日本社会主義運動史論』昭和四八年、三一書房）所収）参照。

(16) 『福日』一四年四月七日。

(17) 以上、甲斐前掲書、一八三—四頁、『福日』一四年三月一〇日、『門司新報』同年四月二日、による。

(18) 甲斐前掲書、一八四頁引用史料。

(19) 同前、一八三頁引用史料。

(20) 『福日』一四年四月二三日、浅原前掲書、三七九頁。

(21) 民憲党調査部編『民憲党運動報告』（昭和二年、法政大学大原社会問題研究所）以下、大原社研と略記（所蔵）、一〇頁。

- (22) 社会文庫編『無産政党史料（戦前）前期』（昭和四〇年、柏書房）所収、一一〇—一一頁。
- (23) 加藤勤十「煤煙を浴びつゝ八幡の街角から」（『鉾山労働者』一四年六月号）。
- (24) 『福日』一四年五月四日。
- (25) 前掲『民憲党運動報告』、二二頁。
- (26) 堂本の談話によると、民憲党は初め党費を徴収しなかったため、党財政は、一、演説会の収入費、二、堂本ら四名の市会議員の活動費、三、個人カンパによってまかなわれていたが、このうち演説会収入費がかなりの部分を占めていたという。なお、党費は一五年二月の第三回党大会で徴収されることが決定するが、その集り具合は極めて悪かったと、堂本は回想している。
- (27) 以上、前掲『民憲党運動報告』二九、三一頁及び所収史料、『民憲新聞』一五年一月一日号、による。
- (28) 以上、前掲『民憲党運動報告』五八—九頁及び所収史料、『民憲新聞』一五年三月二六日号、甲斐前掲書、二二七—九頁引用史料、による。
- (29) 以上、前掲『民憲党運動報告』六二頁及び所収史料、『民憲新聞』一五年七月二五日号、による。
- (30) 以上、前掲『民憲党運動報告』六五頁。
- (31) 以上、前掲『民憲党運動報告』六五—九頁及び所収史料、『民憲新聞』一五年八月一〇日号、九月一三日号、による。
- (32) 以上、前掲『民憲党運動報告』、『民憲新聞』より摘記。
- (33) なお党員数については、これを明らかにする材料が今のところなく、また党自体が流動的であるため実数を把握し難い。ただ前掲『民憲党運動報告』では大正一五年一二月現在で党員総数を五、三〇〇名と記しているが、この数字は少し誇張があると思われる。しかし、例えば「小倉市の商人」橋本豊次郎や八幡市記念館々主の若木剛といった、経歴は明らかでないが「資金面での応援者」がいたこと（『民憲新聞』一五年九月二七日号参照）、あるいは昭和期においても多くの入党者があったことをみると、この時期の民憲党の支持層はかなり厚かったと見なしてよからう。
- (34) 堂本の回想によると、小商人層の入党も「結構多かった」という。こうした人物を具体的に明らかにすることはできないが、第7表以外にもこうした階層の参加は、本文でみた民憲党の運動の性格からしても多かったと思われるのである。
- (35) 甲斐前掲書、三五三—五頁。
- (36) 同右、二二—三頁。

- (37) 例えば、渡部前掲書参照。
- (38) 浅原健三「批評家に対し民憲党組織の理由を釈明す」(民憲党機関誌『民憲』一四年一月号)。
- (39) 『福日』一四年八月八日に所収。
- (40) 前掲拙稿(二)四三―四四頁。
- (41) 甲斐前掲書、二二頁引用史料。
- (42) 以上、「第一回無産政党組織準備九州地方協議会」申合せ報告(一四年九月二七日)(大原社研編『無産政党資料 政治研究会・無産政党組織準備委員会』八昭和四八年、法政大学出版局/所収)、二六五―六八頁。なお、この史料は第一回九州地協における議事録である。
- (43)、「(44)」「第二回無産政党組織九州協会と九州民憲党」(『民憲』一四年一月号所収)。なお、この史料は第二回九州地協の議事録である。
- (45) 一四年一〇月二八日開催の同志会討論会での発言(『民憲新聞』一四年一月一八日号)。
- (46) 「加入申込み理由書(一四年九月二二日)」(前掲『無産政党資料政治研究会・無産政党組織準備委員会』所収)、一九八―九頁。
- (47) 前註(41)―(44)、(46)に同じ。
- (48) この組合と民憲党との関係は明らかではないが、『民憲新聞』一五年一月一日号によると、一四年九月に福岡市で結成され、「これより先に一月にできた解放運動社と共同して専ら思想的醇化運動に努力し各地の争議に闘士を送って活動した。」という。
- (49) 甲斐前掲書、二二頁。
- (50) 前掲拙稿(二)三九―四〇頁。
- (51) 「中央委員会」(『民憲新聞』一五年一月一日号)。
- (52) 「再び台頭した大阪の無産党樹立運動」(『民憲新聞』同右号)。
- (53) 以上の「規約」、「綱領」は前掲『民憲党運動報告』所収のものによる。
- (54) 「新運動方針の決議案」(前掲『民憲党運動報告』所収)。
- (55) 甲斐前掲書、二四〇頁。

- (56) 総同盟本部派を形成するのは、光吉悦心、宮崎太郎、田中源七ら主に筑豊の炭坑労働運動を指導してきたものであり、彼ら光吉一派は東京製鋼小倉支部を拠点として九州地方に総同盟系勢力を再組織し、社民党に加入するが、光吉自身は日労党に行く（前掲拙稿〔二〕、四七—八頁）。しかし昭和期においては、光吉は浅原健三との感情的対立から反民憲党—日本大衆党の失頭に立ち、彼の政治的立場はきわめて複雑なものとなっている（光吉悦心『火の鎖』△昭和、四六年、河出書房新社、一四六—七頁、一五一—九頁）。
- (57) 甲斐前掲書、二二七頁。
- (58) 「東京製鋼争議に関する決議及び理由書（一五年四月一〇日付）」（大原社研所蔵資料）。
- (59) 巻頭言「労働組合の同志諸君に問ふ」（『民憲新聞』一五年三月二六日号）。
- (60) 甲斐前掲書、二二七頁。
- (61) 同前、二五五頁、及び前掲拙稿〔二〕五四—五頁。
- (62) 同前、二四四頁引用史料。
- (63) 「民憲党の積極的運動を起す声明書」（『民憲新聞』一五年一月二九日号掲載）。

なお、本稿の作成にあたっては法政大学大原社会問題研究所、福岡県文化会館、北九州市立小倉図書館にお世話になった。また九州大学の有馬学先生には適切な御助言をいただいた。記して謝意を表する次第である。